

平成30年10月1日

第36号

法人会だより

公益社団法人 若松法人会



えびすさん



若戸大橋

北九州市若松区と戸畑区にまたがり、洞海湾に架けられた国道199号の大吊橋。

全長2068メートル、幅15メートル、桁下(けたした)42メートル。

日本道路公団が建設した有料道路橋で、1962(昭和37)年開通した。

写真は若松側から撮影したもので右側に「渡船」も見える。

もくじ

■第6回定時総会	1	■主な支部行事・地域行事案内	5~7
■岡本会長あいさつ	1	■青年部会活動・女性部会活動	8
■税務署だより	2	■平成30年12月から若戸大橋(若戸トンネルも)無料開放!	9~10
■税務署からのお知らせ	3	■事業紹介(会員の交流を図る事業)	11~12
■福岡県からのお知らせ	4	■法人会からのお知らせ	13~14

■公益社団法人若松法人会は、第6回定時総会を平成30年6月6日(水)若松市民会館において開催しました。



【審議事項】
 第1号議案 平成29年度決算承認の件
 第2号議案 役員選任承認の件
 両議案とも異議なく可決承認されました

【報告事項】
 平成29年度事業報告
 平成30年度年度事業計画
 平成30年度資金調達及び設備投資の見込みについて
 平成30年度収支予算
 以上の事項について事務局から報告があり、その後、功労者表彰式が催されました。(13頁をご参照ください。)

また、ご来賓を代表して八代達哉若松税務署長と古賀厚志若松区長にご祝辞をいただき、総会は無事終了しました。

総会后、時事通信社解説委員の田崎史郎氏を講師に迎え、会員及び一般市民の方々も含め、約250名に「これからの政局について」と題してご講演をいただきました。



【記念講演会】
 講師：田崎史郎氏

会長あいさつ



会長 岡本清嗣

第6回定時総会にあたり一言ご挨拶申し上げます。

平成29年度の若松法人会は税のオピニオンリーダーとして国と社会の繁栄に貢献するという法人会の理念に基づいて、各種研

修会や地域社会貢献事業等を推進して参りました。

具体的には青年部による租税教室、女性部による絵がきコンクール、各支部による献血支援活動やチャリティショー及び学園祭バザー支援等幅広い事業活動を実施してまいりました。

特に平成29年度当初の4月23日には北九州5法人会の青年部による熊本地震復興祈念イベントを小倉北区勝山公園で開催し、2万3千人の市民が会場を訪れ集まった募金額約380万円を熊本県に寄贈しております。

これら数々の事業は多数の会員の皆様方のご協力を戴きまして成り立っております。

会員の皆様方には今後とも事業活動に対する積極的な参加をお願い申し上げますと共に会員企業のご発展と皆様方のご健勝を祈念し、私の挨拶とさせていただきます。

公益社団法人 若松法人会 会長 岡本清嗣

■新任署長インタビュー

若松税務署
 署長 阿部 和浩 様



7月の人事異動で阿部署長が転任してこられました。事務局が、インタビュー形式で、阿部署長の考えや人柄をお伝えしたいと思います。

- ① まずは、前任署はどちらですか？**
博多税務署の特別国税調査官（総合調査担当）です。
- ② 出身はどちらですか？**
出身は福岡市南区です。高校、大学も地元でした。
- ③ 税務署ではどのようなお仕事をされてきましたか？**
若い頃は所得税の調査事務を主にやっていましたが、ここ10年は総務・会計などの官房系の仕事をしています。国税局では大規模法人を調査する調査課で仕事をしたこともあります。
- ④ 趣味は何ですか？**
ゴルフ ハンディキャップは守秘義務があって云えません。トレッキング 夏にはテントをかついで九重に登っています。今年の6月には長期休暇をいただいて、東北の八甲田山、岩木山、八幡平、蔵王に登ってきました。
- ⑤ 若松の印象は？**
平成19年から2年間、総務課長として勤務していますが、歴史と文化が薫る人情味厚い町であると感じています。若松の地で再び勤務できることを大変うれしく思っています。
- ⑥ 税務行政について思いを一言！**
「正直者には尊敬の的、悪徳者には畏怖の的」を念頭に、一般の納税者に対しては、親切・丁寧な行政サービスの提供を行う親しみやすい組織である一方、悪質な納税者には怖い組織であることにより、税務行政に対する国民の理解と信頼を高めていきたいと思っています。
阿部署長どうもありがとうございました。

よろしくお願ひします。

お世話になりました。

新任あいさつ



法人課税第一部門
 統括国税調査官
 柳田 定一 様

平成30年7月10日付で田川税務署法人課税部門から転任してまいりました。

若松署は初めての勤務となりますが、若松法人会の皆様方と一緒に仕事をさせていただくことを光栄に思います。

北九州勤務は初めてで不馴れな点が多々あると思いますが、少しでも皆様方のお力添えができますよう努力してまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。

離任あいさつ



法人課税第一部門
 統括国税調査官
 古賀 謙二 様

平成30年7月10日付で小倉税務署審理専門官(法人)へ転任いたしました。

2年間という短い間ではございましたが、皆様方との交流を通じて得た貴重な経験を活かし、新任地においても努力してまいります。

若松法人会のますますの御発展と会員の皆様方の御多幸、御健勝を心よりお祈り申し上げます。

(参考) 消費税の軽減税率制度

平成31年(2019年)10月1日から、消費税(地方消費税を含む)の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率(8%)の対象品目

飲食料品 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除きます。)をいい、一定の一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新聞 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



※一定の一体資産は飲食料品に含まれます。

全ての事業者	飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方	売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。
	飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ(経費)がある課税事業者の方	仕入れ(経費)について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。
	免税事業者の方	課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
 1. 消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)
 - 【専用ダイヤル】0570-030-456
 - 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)
 2. 電話相談センター
 - 最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。
 - 税務署の連絡先は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談)を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の「その他のパナー一覧」をクリック

消費税軽減税率制度
↑こちらをクリック

QRコードから
又は 特設サイトへ



不正軽油に関わる人は すべて罰せられます



不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人なども重い罰則が適用されます。

不正軽油とは...

主に灯油やA重油を不正に混ぜて、軽油と称して流通しているものです。

不正軽油は、軽油引取税の脱税にとどまらず、環境汚染の原因にもなっています。

不正軽油の流通は、公正な市場競争を阻害します。



No! 軽油引取税を脱税すると

軽油引取税を脱税すると、**10年**以下の懲役、**1,000万円**以下の罰金が科されます。なお、脱税額が1,000万円を超える場合は、脱税額相当の罰金が科されます。(地方税法第144条の41)

No! 不正軽油を製造すると

知事による製造の承認を受けずに軽油を製造すると、**10年**以下の懲役、**1,000万円**以下の罰金が科されます。さらに製造した法人には**3億円**以下の罰金が科されます。(地方税法第144条の33)

No! 不正軽油を製造する者に原材料等を提供・運搬すると

不正軽油の製造に使われることを知って原材料(重油等)・薬品・資金・土地・建物・車両・機械等を提供・運搬すると、**7年**以下の懲役、**700万円**以下の罰金が科されます。さらに法人には**2億円**以下の罰金が科されます。(地方税法第144条の33)

No! 不正軽油を運搬・保管、購入・販売すると

不正軽油と知って運搬・保管、購入・販売すると、**3年**以下の懲役、**300万円**以下の罰金が科されます。さらに法人には**1億円**以下の罰金が科されます。(地方税法第144条の33)

No! 検査を拒否すると

帳簿書類等の調査や採油、質問などを拒否すると、**1年**以下の懲役、**50万円**以下の罰金が科されます。(地方税法第144条の12)

No! 不正軽油の製造に関与した人も納税義務を負う場合があります。(地方税法第144条の4)

不審な業者や施設などの情報もぜひお寄せください!

- 市価に比べて異常に価格が安い。
- 夜間や早朝に不審なタンクローリーの出入りが多い。
- 不審な業者から、燃料の売り込みや、土地や工場を借りたいとの申し入れがある。
- 廃工場や空き倉庫などから油臭、刺激臭がする。

<情報提供先>

- 不正軽油ホットライン 0120-734-564
- 福岡県税務課広域調査係 092-473-6922

主な支部行事・地域行事案内

■若松1・2支部

【災害復興チャリティーコンサート】

平成30年3月18日東日本大震災の復興支援のためイオン若松ショッピングセンターにおいてチャリティーコンサートを行い、会員や一般市民の方約130名が来場し、コンサートを楽しみました。



フラダンスチームのみなさん



北九州市立二島中学校 合唱部のみなさん



チャリティーステージスタッフ

■若松3支部



【献血支援活動】

平成30年4月4日(水)二島工業団地において献血支援活動の取り組みを行い、同団地の会社を中心として各社の従業員の方の協力を得ることができました。



若松3支部献血活動

■若松4支部

【ひびき学園支援活動】

平成29年11月12日(日)障がい者福祉支援事業として社会福祉法人ひびき学園の「学園祭」支援のため、焼きそば等の店を出店し、参加者に軽食の提供をしています。



若松4支部ひびき学園祭出店

■芦屋支部

【平成30年度芦屋基地航空祭開催決定】

平成30年10月14日(日)8時から15時まで「芦屋基地航空祭」が開催されます。飛行展示にはブルーインパルスも参加する予定です。※ 航空祭へは公共の交通機関をご利用下さい。



【あしや花火大会2018で団扇配布】

平成30年7月28日(土)「あしや花火大会2018」の会場で芦屋支部役員が法人会の団扇配布を行いました。



■中間支部

【献血支援活動】

平成30年5月13日(日)中間ハーモニーホールにおいて献血支援活動を行い、多くの方に献血のご協力を頂きありがとうございました。



■水巻支部



【コスモスまつり】

平成29年10月21日(土)水巻町猪熊の「みどりんばあーく」において「第18回水巻町コスモスまつり」が開催されました。隣接する遠賀川河川敷は500万本を超えるコスモスが咲く秋の定番スポットです。なお、今年は平成30年10月27日(土)28日(日)に開催する予定です。



遠賀支部

【献血支援活動】

平成30年7月19日(木)遠賀町役場において献血支援活動を行い、町役場に来たお客様に協力を呼びかけ、ご協力いただいた方にパンをプレゼントしました。



岡垣支部

【えびつ灯籠祭り】

えびつ灯籠祭りの会場では北九州地区5法人会が共同作成した団扇を配布し、地域活性化の支援をしています。



各種研修会・委員会・図書寄贈

広報委員会では毎月第2火曜日11時から地元FMラジオ局(エアステーションひびき88.2MHz)において「明日への扉」を放送しています。



平成29年度の図書寄贈を下記の管内3自治体に行いました。各首長から市民及び児童向け図書を充実させることができると大変喜んでいただきました。



平成29年12月27日岡垣町図書寄贈



平成30年1月5日水巻町図書寄贈



平成30年1月22日芦屋町図書寄贈

平成29年11月23日(木)中間・芦屋・水巻・岡垣・遠賀支部でバス研修会を実施しました。

ヤクルト佐賀工場の見学を行い、車内では「税金クイズ」で上位得点者は賞品を獲得し、盛り上がりました。



青年部会

【租税教室】

青年部会は租税教育活動の一環として、小学校6年生を対象に租税教室を実施しております。青年部会のメンバーが講師となり、税金の重要性をわかりやすく説明しております。



青年部会租税教室風景



女性部会

【絵はがきコンクール】

青年部会が租税教室を実施した小学校6年生を対象に、女性部会が「税に関する絵はがきコンクール」を行い、300通の応募がありました。また、優秀作品には表彰状と記念品を渡し、税に対する関心を高めました。



絵はがき優秀作品

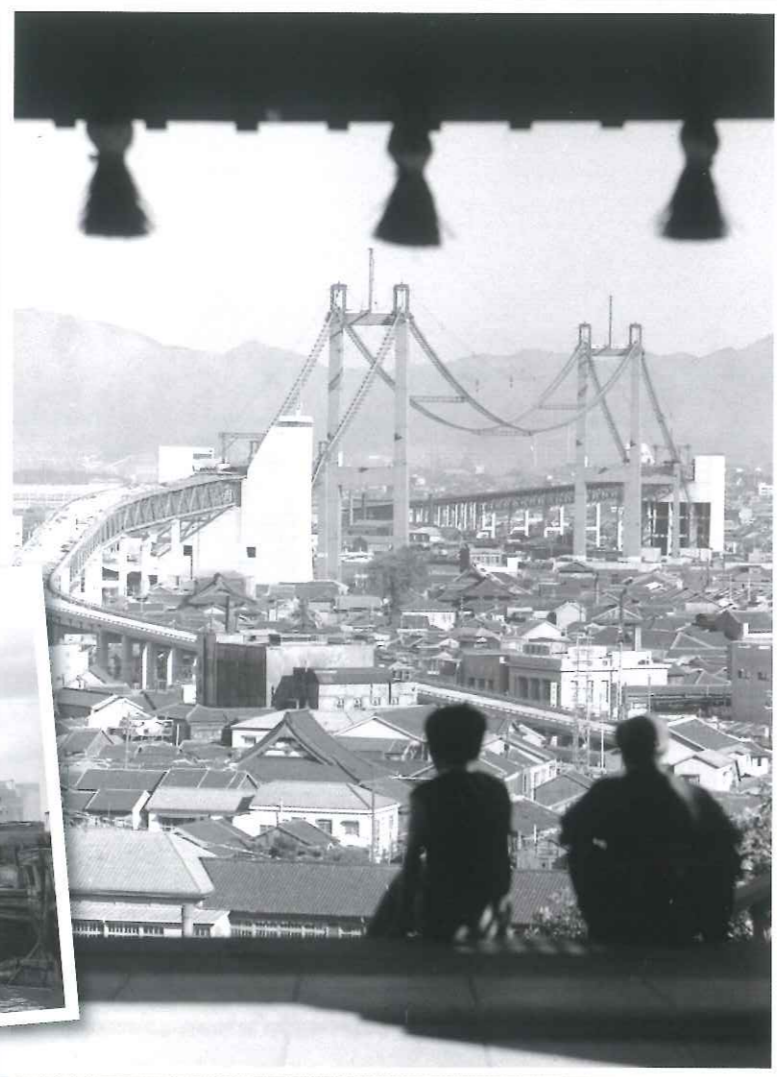


絵はがきコンクール説明



絵はがきコンクール表彰

平成30年12月から若戸大橋(若戸トンネルも) 無料開放!



架橋工事風景(昭和35年5月)



架橋工事風景(昭和37年2月)

若戸大橋の歴史

若戸大橋は、北九州市の戸畑区と若松区を結ぶ洞海湾に架設された全長約2.1kmの一般有料道路で、吊り橋部分の長さは627mです。

昭和37年9月に供用開始され、当初は人が歩ける歩道もありましたが、交通量の増大に伴い、昭和62年5月に歩道を廃止し、平成2年3月に若戸大橋4車線の供用をおこない現在に至っています。

現在、通行料金は軽自動車50円、普通車100円、大型車150円であるが、平成30年12月1日午前0時から無料開放になります。

なお、無料化対象は「若戸道路」(若戸トンネル)も同様です。



現在を戸畑側から(平成30年8月)



現在を高塔山から(平成30年8月)



当初は歩道上を歩いて渡ることが出来ました。(昭和37年9月)



事業紹介 (会員の交流を図る事業)

夏の夕べ 開催日/平成30年8月3日(金) 場所/ゆかいな果樹園(ぶどうの樹)

社会貢献活動の一環として「夏の夕べ」を開催しました。会員・一般市民約270名が参加して税金クイズに挑戦し、ディスコミュージックバンド「d・w・p」さんの演奏とステキなお料理を楽しみました。会場には「かき氷屋台」も出て、好評を博し、朝倉水害に対する募金活動も活発に行われました。



岡本会長挨拶



税金クイズ



岡垣町長乾杯



女性部会による
チャリティー募金



チャリティー募金のご協力ありがとうございます。



チャリティー販売も大盛況



ウエルカム「かき氷」大繁盛



川地青年部会部会長挨拶



ディスコミュージックバンド「d・w・p」



ディスコダンス♪



盛り上がり最高潮



青年部で司会も担当しました!



最後に「上を向いて歩こう」を大合唱

法人会からのお知らせ

■チャリティーゴルフ大会



平成29年10月18日(水)若松ゴルフ倶楽部においてチャリティーゴルフ大会を開催しました。
寄せられたチャリティー募金は管内各自治体への図書寄贈に役立てました。
本年は平成30年10月24日(水)に開催する予定です。



■功労者表彰(敬称略)

平成30年6月6日第6回定時総会において次の方々表彰を受けられました。

1 全国法人会総連合会長表彰

役職	氏名	法人名等
副会長	千々和耕助	中央興産(株)
常任理事	本田 一郎	いち和(株)

2 福岡県法人会連合会会長表彰(理事・委員)

役職	氏名	法人名等
副会長	近藤 邦雄	九州北部税理士会若松支部
常任理事	西谷 信博	(有)西谷電気商会
広報委員	山田 勝義	(有)山田建設興業
研修実行委員	稲井 恵一郎	(有)イナケン
厚生委員	小早川 輝成	(株)住研

3 若松法人会会長表彰

役職	氏名	法人名等
若松2支部	福田愛二郎	貴船商事(株)
若松2支部	松永 誠	豊誠工業(株)
芦屋支部	中野 菜穂	(株)NAO

■役員交替(監事)

平成30年6月6日(水)第6回定時総会において次のとおり監事の退任及び選任がありました。

役職	氏名	法人名等	摘要
監事	濱崎 恭	濱崎恭税理士事務所	退任



役職	氏名	法人名等	摘要
監事	高司 靖	高司靖税理士事務所	選任



平成29年度 新しくご入会いただいた皆様です。

支部	法人名等	所在地
遠賀	サン精工(有)	遠賀郡遠賀町大字浅木72-1
芦屋	(株)九州男	遠賀郡芦屋町高浜町4番5号
若4	(株)福喜多	若松区大字頓田790番地の2
若4	(株)一栄	若松区大字塩屋607-A201
中間	エムデザイン(株)	中間市中尾3-5-20
若4	(株)匠石材	若松区大字有毛781
中間	(株)山本園	中間市長津2丁目3-4
中間	(株)やね八	中間市通谷6丁目16-1
水巻	福三大商事(同)	遠賀郡水巻町古賀2丁目12-9
若2	SEIRYO(株)	若松区栄盛川町6-18
若4	飯銅建設(株)	若松区蟻住1767-1
芦屋	(株)川下工業	芦屋町花美坂1-4
中間	(同)EAST	中間市太賀1-21-26
若3	(有)クリーニングナカガワ	若松区南二島2丁目3-11
若4	(株)キョウシン	若松区島田3-6-23-205
若1	誇春工業(株)	若松区白山2-10-28-105
若2	(有)ヒロコーポレーション	若松区大字安瀬64-173
中間賛助	さうんどぶるーふ	中間市大辻町5-8
中間賛助	木下工業	中間市深坂1-4-8

平成30年度 新しくご入会いただいた皆様です。

支部	法人名等	所在地
芦屋	(株)静間塗装工業	遠賀郡芦屋町正門町1-9
若2	(株)ミモザ	若松区上原町8-1
若2	サウンドピュア(株)	若松区畑谷町20-22
中間	(株)光栄産業	中間市岩瀬4-751-1
若2	豊友建設(株)	若松区棚田町12-41
若3賛助	上村建具店	若松区南二島2-3-24
若2賛助	きただグリーン	若松区小石1839-13

サービス開始

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

ネット医療相談サービスのご案内

Afiac

本サービスは、アフラックの提携先(株式会社メディカルノート)が提供します。

プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、おひとり様月1件のご相談まで無料で利用いただけます。

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

お問い合わせ ▶ 株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp



ご利用はこちら



法人会の経営者大型総合保障制度
**広げよう
 企業保障の
 大きな傘を**

総合型V Tタイプは重度の身体障がい状態による リタイアリスクから会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
 最高1億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)

病気による身体障がい状態の例

例えば



- 高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…その後悪化し、慢性腎不全となり、永続的な人工透析療法を開始
- 遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動不足などから、糖尿病を発症…その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、両眼を失明

事故による身体障がい状態の例

例えば



- 納期に間に合わせるため徹夜が続き…作業中にプレス機に挟まれ両腕のひじから下を切断
- 取引先へ向かっている途中に…交通事故で脊柱を損傷し寝たきりに

事故より怖い
 病気のリスク

病気による

身体障がい者数の割合

約**54.9%**

>

事故・けがによる

身体障がい者数の割合

約**14.3%**

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合(「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く)

[出典]厚生労働省「平成23年生活のしづらさなどに関する調査」(65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに当社独自に集計)

- 万が一の際には、死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれ減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は払込総保険料を下回ります。
- 就業障がい保険金または死亡給付金のいずれかが支払われた場合、契約は消滅し重複しては支払いません。
- 保険金額1億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・満期保険金・配当金・保険料の払込免除のお取扱いはありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、平成30年1月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DAIDO 大同生命保険株式会社

北九州支社 八幡営業所/福岡県北九州市八幡東区平野2-13-5
 (八幡税理士会館2F) TEL 093-662-6221

AIG AIG損害保険株式会社

北九州営業支店/福岡県北九州市小倉北区堺町2-3-31
 (富士火災小倉ビル6F) TEL 093-511-3821